小平市教育委員会教育部指導課

台風接近時等に伴う気象警報等発表時の対応について

令和２年７月２日作成
令和８年７月９日改正
令和８年９月７日改正

令和８年５月２９日から新たな防災気象情報が運用開始となったことを踏まえ、小平市教育委員会教育部指導課では、児童・生徒の安全を第一とした災害対策として、台風接近・通過及び積雪、線状降水帯に関する情報等に伴う気象庁による気象警報等発表時の小平市立小・中学校における一定の対応基準をまとめました。

小平市に特別警報（暴風、大雨）等の発表があった場合は、下記の基準を踏まえ、各校における安全対策を行います。

なお、気象や交通機関等の状況により必要な場合は、前日正午までに校長会と相談して対応を判断することがあります。

記

１　台風に対する対応基準

【各学校による対応時の基本的な考え方】

・　本対応基準及び「小平市ハザードマップ」を日頃から学校ホームページに掲載し、学校の対応について周知する。合わせて、保護者等へ本対応基準の内容を、適宜、再周知する。
・　「小平市ハザードマップ」を参考に、自校の状況に応じて必要な対応をとる。
・　対応に当たっては、中学校区や隣接する学校間で適切な情報共有を図る。
・　児童・生徒の登下校時には、両手をふさがないよう、荷物の持ち運びを最小限にすること、学習者用端末は、ビニール袋に入れる等、防水対策を施すことを指導する。
・　登校した児童・生徒には自習を含め、状況に応じた対応をする。
　※家庭の判断で遅刻や欠席となった児童・生徒が多数いる場合においては、各校で工夫し、ドリル学習や復習の授業等を行うことも考えられる。
・　状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。
・　「東京マイ・タイムライン」の活用について周知する。

(1) 登校時に警報等が発表（継続）されている場合の対応

※判断時刻は、当日午前６時の時点とする。【保護者が気象庁の情報を確認し判断】

警　報	対　応
特別警報　発表 大雨危険警報　発表	【小・中学校】臨時休業日とする。
暴風警報　発表 大雨警報　発表	【小学校】　臨時休業日とする。 【中学校】　自宅待機とする。 ※午前９時の時点で解除されていれば、３校時からの授業とする。 ※午前１１時の時点で解除されていれば、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。
氾濫危険警報　発表 土砂災害危険警報　発表	・原則、通常どおりとして安全確認の上、保護者の判断で登校する。 その場合、遅刻・欠席・早退扱いとはしない。

(2) 在校時に警報等が発表（継続）されている、または発表される可能性が高い場合の対応

警　報	対　応
特別警報　発表 大雨危険警報　発表 暴風警報　発表 大雨警報　発表	・学校内待機又は引き渡しカード等で学校に事前に申請している者（以下、保護者等という。）による引き取りとする。
午後に暴風警報又は大雨警報が発表される可能性が高い場合	・安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 ・給食（昼食）後に下校する。 ※終業時刻の変更を行う場合は、速やかに学童クラブ等と情報共有を行う。
氾濫危険警報　発表 土砂災害危険警報　発表	・安全確認後、気を付けて下校する。 ※終業時刻の変更を行う場合は、速やかに学童クラブ等と情報共有を行う。

２　大雪に対する対応基準

【各学校による対応時の基本的な考え方】

・　本対応基準及び「小平市ハザードマップ」を日頃から学校ホームページに掲載し、学校の対応について周知する。合わせて、保護者等へ本対応基準の内容を、適宜、再周知する。

・　対応に当たっては、中学校区や隣接する学校間で適切な情報共有を図る。

・　児童・生徒の登下校時には、両手をふさがないよう、荷物の持ち運びを最小限にすること、学習者用端末は、ビニール袋に入れる等、防水対策を施すことを指導する。

・　登校した児童・生徒には自習を含め、状況に応じた対応をする。

・　状況に応じて可能な範囲で昼食の提供を行う。

(1) 登校時に警報等が発表（継続）されている場合の対応

※判断時刻は、当日午前６時の時点とする。【保護者が気象庁の情報を確認し判断】

警　報	対　応
特別警報　発表	【小・中学校】臨時休業日とする。
暴風雪警報　発表 大雪警報　発表	【小学校】　臨時休業日とする。 【中学校】　自宅待機とする。 ※積雪の規模や状況等によって臨時休業とする場合がある。 ※**午前９時**の時点で解除されていれば、３校時からの授業とする。 ※**午前１１時**の時点で解除されていれば、午後の授業及び活動を実施する。なお、昼食は各自家庭で済ませる。

(2) 在校時に警報等が発表（継続）されている、または発表される可能性が高い場合の対応

警　報	対　応
特別警報　発表	・学校内待機又は保護者等による引き取りとする。
暴風雪又は 大雪警報が発表	・安全確認後、終業時刻を変更して集団下校とする場合がある。 ※終業時刻の変更を行う場合は、速やかに学童クラブ等と情報共有を行う。 ※警報発表中及び積雪の規模や状況等によっては学校内待機とし、下校は保護者等による引き取りとする。

３　線状降水帯に関する情報に対する対応基準

≪東京地方に気象防災速報[1]（直前予測、発生情報）が発表された場合のみ対象≫

【各学校による対応時の基本的な考え方】

- 「小平市ハザードマップ」を参考に、自校の状況に応じ必要な対応をとる。
- 対応に当たっては、中学校区や隣接する学校間で適切な情報共有を図る。
- 児童・生徒の登下校時には、両手をふさがないよう、荷物の持ち運びを最小限にすること、学習者用端末は、ビニール袋に入れる等、防水対策を施すことを指導する。
- 「東京マイ・タイムライン」の活用について周知する。

(1) 登校時に線状降水帯に関する情報が発表されている場合の対応

- 原則、通常どおりとして安全確認の上、保護者の判断で登校する。
 その場合、遅刻・欠席・早退扱いとはしない。

(2) 下校時に線状降水帯に関する情報が発表されている場合の対応

- 通学路の状況（「小平市ハザードマップ」参照）や児童・生徒の家庭情況を踏まえ、終業時刻を変更する場合がある。
- 給食（昼食）後に下校する。
 ※終業時刻の変更を行う場合は、速やかに学童クラブ等と情報共有を行う。

[1] 直前予測は発生の 2～3 時間前を目標に発表、発生情報は非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている際に発表